

空き家対策

スタート

あなたは75歳。一軒家で暮らしています。親族に自宅を継ぐ人がおらず、家を今後どうしていくか考えるようになりました。



年末に親族が帰省。自宅の今後を相談することができた。
1マス進む

住まいのエンディングノートを作成して考えを整理することにした。
(エンディングノート) HP 28293

市ホームページのID番号です。詳しくはこちらからご確認ください。

登記簿謄本の取り方を教えてもらった。
1マス進む

全員ストップ

法務局で登記簿謄本を取得した。

サイコロを振って、
・1～3が出たら右に
・4～6が出たら左に
1マス進んでください。

所有者が親の名義のままになっており、相続人が何人いるか分からない。
1回休み

相続人が全員判明し、連絡が取れた。
1マス進む

空き家すざろく

～空き家対策への道～

ゴール!

購入希望者と契約を締結。新しい人の手に渡った。
おめでとう!あなたは自宅の空き家問題を未然に解決することができました!

問 住宅施策推進室 TEL (36)5787・FAX (36)5595・HP 19714



皆さんは、自宅の今後を考えたことはありますか?今回は「空き家になる前」にできる対策や制度を、すざろく風にご紹介します。「空き家問題あるある」を体験しながら、空き家問題を自分ごと・地域ごととして考えてみてください。

あらかじめ自宅の今後を親族と話し合い、行動を先延ばしにしないことが大切です。



引っ越し手続きや家財の整理を始めた。
環境エネルギーセンター施設の利用
案内 HP 7297
一般廃棄物収集運搬業許可業者・再生利用指定業者一覧 HP 7165

仏壇などの家財の処分に困る。
1マス戻る

相続登記の義務化
令和6年4月から相続登記の申請が義務化されました。正当な理由なく違反した場合、10万円以下の過料が科されることがあります。相続の際、必ず遺産分割を済ませましょう。詳しくは左記二次元コードからご確認ください。



他の相続人が非協力的だった。
1マス戻る

条件が合わず、交渉が難航。
1マス戻る

「空き家情報誌」とは?
本市では、現在空き家を所有されている人や、将来空き家を相続される人向けに、「近江八幡市空き家情報誌」を発行しました。空き家に関するさまざまな問題の参考となる冊子ですので、ぜひご利用ください。



査定を出してもらい、親族と具体的な話し合いをすることができた。
(市内事業者名簿) HP 20500

全員ストップ

家の登記や相続の情報を整理できたため、建物を解体して土地を子どもに譲渡するか、建物ごと売却するかを地元の不動産業者に相談した。

サイコロを振って、
・1～3が出たら上に
・4～6が出たら下に
1マス進んでください。

司法書士に依頼することができた。
1マス進む

内覧希望があった。
1マス進む

家を土地ごと売却することに決定し、市の空き家情報バンクに登録した。
(空き家情報バンク) HP 7702

台風で家が破損し、修繕費用がかかった。
1回休み

査定価格が想定より低かった。
1マス戻る